こども計画体系図（案）

目標	基本方針	主な取組の方向性 （こども大綱の重要事項）	既存の子ども・子育て支援事業計画項目との整合
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち	Ⅰ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	
		(2)多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり	3-(1)学校教育環境の充実ースクールソーシャルワーカーの配置など 3-(2)家庭や地域の教育力の向上 ー家庭教育学級の開設など 3-(3)子どもの健全育成の取り組みー郷土資料館体験学習の実施など
	Ⅱ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	(1)こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	
		(2)居場所づくり	1-(1)地域の子育て支援サービスの充実ー地域子育て支援拠点事業の推進など 1-(2)子どもの居場所づくりー児童館事業の充実など
	Ⅲ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	(1)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
		(2)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	1-(1)地域の子育て支援サービスの充実ー利用者負担の軽減など 6-(2)ひとり親家庭の自立支援ー児童扶養手当の支給など
		(3)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	2-(1)親と子の健康の確保ー乳幼児訪問の実施など 2-(2)健康な生活習慣・食育の推進ー母子栄養管理の実施など 2-(3)小児医療の確保ー未熟児養育医療の給付など
	Ⅳ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	(1)こどもの貧困対策	
		(2)障がい児支援・医療的ケア児等への支援	6-(3)障がい児施策の充実ー児童発達支援・放課後等デイサービス等の充実など
		(3)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	6-(1)児童虐待防止対策の充実ー児童虐待への適切な対応など
		(4)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	4-(1)安全・安心なまちづくりー主要通学路等における交通安全指導など
	Ⅴ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む	(1)高等教育の修学支援	
		(2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	3-(3)子どもの健全育成の取り組みー高校生インターンシップ事業の実施など
		(3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	
		(4)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	1-(1)地域の子育て支援サービスの充実ーファミリー・サポート・センター事業の充実など 3-(3)子どもの健全育成の取り組みー青少年センター活動の実施など 5-(1)仕事と子育ての両立の支援ーお父さんの子育て広場の開催など
	Ⅵ 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、関係団体等との連携を重視する	(1)施策の推進体制等	